平成２８年度　学校通信

松北だより「笑顔」

第３３号　　平成２８年　９月３０日（金）

本年度の松ヶ江北小学校みんなの合言葉
【あいさつ・そうじ・時間のけじめ】
【やる気・本気・根気】

9月　友達が笑顔になるような優しい声かけ、言葉かけを毎日たくさんしよう

「いじめ」について考える…

文部省、文部科学省は、長年にわたり、全国における「いじめ」に関する実態調査を続けています。全国調査を行うに当たっては、共通の判断基準が必要になります。それが「いじめ」の定義です。調査のために必要な共通の基準ですので、定義そのものの良し悪しを論じることは控えますが、その定義の変遷を見ていくと、「いじめ」に対する見方、考え方を改めていこうとする様子がうかがえます。この機会に、皆さんもちょっと考えてみてください。

【昭和６１年度からの定義】
- 自分より弱い者に対して一方的に、
- 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
- 相手が深刻な苦痛を感じているもの。

※　起こった場所は学校の内外を問わない。
※　学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。

【平成　６年度からの定義】
- 自分より弱い者に対して一方的に、
- 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
- 相手が深刻な苦痛を感じているもの。

※　起こった場所は学校の内外を問わない。
~~※　学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。~~
※　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

【平成１８年度からの定義】
※　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは…
- 「当該児童生徒が、
- 一定の人間関係のある者から
- 心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、
- 精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

※　起こった場所は学校の内外を問わない。
~~※　学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。~~

平成６年度、定義そのものは変わっていませんが、学校としてその事実を確認しているかどうかは関係ない、とされました。

言い換えれば、学校に対して、より積極的に「いじめ」を発見していく姿勢が求められるようになったのではないかと感じるところです。

そして、平成１８年度に、この定義が一新されました。

- まず、定義の一文が、「いじめ」を受けた子どもの立場で表現されています。
- 「弱い者」、「一方的に」、「継続的に」、「深刻な」といった文言がすべて削除されました。
- 「身体的・心理的な」という表現は「心理的、物理的な」という表現に変わり、「深刻な苦痛」という表現は「精神的な苦痛」という表現に変わりました。

そして、以下のような注釈も加えられたのです。

※　「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
※　「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
※　「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
※　「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
※　けんか等を除く。

＜あとがき＞

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、平成２５年度からは、この定義等が更に修正されていますが、紙面の都合でこれについては「笑顔」第３４号で。

松北の子どもたちには、友達の気持ちを想像できる子になってほしいと願っています。